

◇旭川河川事務所ニュースレターの発行にあたって

旭川河川事務所ニュースレターは、皆様に当事務所で行っている事業や取組、お願いなどの情報を発信することによって、少しでも理解を深めていただくことを目的に発行するものです。

今後も、皆様のご意見等を参考にしながら、内容の充実を図って行きたいと思っています。

旭川河川事務所ってどんなところ？

旭川河川事務所は、石狩川、忠別川、美瑛川、辺別川、牛朱別川、オサラッペ川、永山新川の管理・改修(河道掘削や堤防整備等)を行っています。

また、大雪ダム・忠別ダムの管理や石狩川上流直轄砂防事業を行っています。

◇水質事故対策訓練を行いました

9月27日、忠別川ツインハープ橋下流地点において、「平成23年度水質事故対策訓練」を行いました。

訓練には、当建設部のほか、上川総合振興局、旭川市他6町が参加し、油類が河川に流入したことを想定し、オイルフェンスやオイルマットを設置するなど、本番さながらの訓練を行いました。

※水質事故とは・・・

油等の有害な物質が河川に流入し、上水道の取水ができなくなったり、魚が死んでしまう等の被害が発生する事故のことです。事故が起きた場合は、被害を最小限に食い止めるため、速やかな対策・対応が必要です。事故を目撃された方は、素早い通報にご協力ください。



流出した油の例



オイルフェンス・オイルマット設置状況

河川事務所からのお願い

河川敷地へのゴミの不法投棄が確認されています。
洗濯機、テレビ、自転車などの不法投棄が後を絶ちません。
ゴミは自己の責任において、適切に処分しましょう。



!!不法投棄は犯罪です

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律>(抄)

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
(略)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下**の懲役若しくは**千万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

(略)

14 号 第 16 条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

川の豆知識

距離標(キロポスト)とは、河川管理のための河川延長を表示した標識のことで、堤防端に設置してあります。

その川の河口又は大きな川との合流点から何 km の地点であることを示しています。

右写真の場合、石狩川河口から、**157.2 km**上流の地点ということを示しています。



石狩川の距離標

お問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所
〒079-8411 旭川市永山1条21丁目 TEL: (0166) 48-2131